

# 電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え交付申請を行う方へ

電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え交付申請を行う場合は、下記の事項をよく読んで、必要な書類を整えてから申請（郵送も可）してください。

## 1 申請に必要な書類

申請書・添付書類等の種類  免状交付申請者の区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	
		免状交付申請書	免状再交付又は書換え申請書	住民票	写真 たて4cm×よこ3cm 2枚	試験結果通知書	実務経験証明書	電気工事士法第四項第三号の認定申請書又は 電気工事士法第四項第三号第二号又は	電気主任技術者免状の写し	高圧電気工事技術者試験合格証の写し	養成施設修了証明書	書換の理由を証明する書類	書換の戸籍謄本・抄本等	現に紛失している場合は添付の必要無し	再書換え申請の場合は書換した免状	場合は他の資格証明書の写し等	規則第4条各号の一に該当する書類
第一種	第一種電気工事士試験合格者【実務経験5年以上】	○		○	○	○								○		○	
	電気主任技術者免状所有者【同5年以上（免状取得後）】	○		○	○		○	○	○						○		○
	高圧電気工事技術者試験合格者【同3年以上（試験合格後）】	○		○	○		○	○		○					○		○
第二種	試験合格者	○		○	○	○											○
	養成施設修了者	○		○	○						○						○
	知事認定者	○		○	○			○								○	○
再交付	免状を汚損又は紛失した者		○		○							○				○	
書換え	氏名等を変更した者		○		○						○		○				○

2 免状交付申請手数料（居住地が道外の方で北海道収入証紙が購入できない場合は、現金書留でも可能です。）申請書に、次の区分に相当する金額の「北海道収入証紙」を貼付してください。

区分	金額	区分	金額	区分	金額	区分	金額
第一種	6,000円	第二種	5,300円	再交付	2,700円	書換え	2,100円

3 申請書類の提出先及び問合せ先（下記(1)、(2)の「各申請窓口」とは3ページ目の「電気工事士免状に係る申請等窓口一覧」の該当する総合振興局等のことですので、確認して申請してください。）

(1) 新規交付の場合

⇒住民登録をしている市町村を所管している「各申請窓口」に提出してください。

(2) 再交付又は書換え交付の場合

① 平成10年3月31日以前に交付された免状（免状番号は北海道○○○号と記載）

⇒道内在住の方は住民登録をしている「各申請窓口」に提出してください。

⇒道外在住の方は石狩振興局に提出してください。（都合により最寄りの総合振興局等を希望する場合は石狩振興局以外でも受付します。）

② 平成10年4月1日以降に交付された免状

⇒第一種も第二種も、現在の居住地や住民登録が道内であっても、道外であっても、必ず免状を交付（新規交付）

された「各申請窓口」に提出してください。

（第一種免状番号の記載例：北海道IK○○○号、北海道KK○○○号 等）

石狩はIK、渡島はOS、檜山はHY、後志はSS、小樽はOT、空知はSC、上川はKK、留萌はRM、宗谷はSY、オホーツク（網走）はOH（AS）、胆振はIB、日高はHD、十勝はTK、釧路はKR、根室はNMと表記されています。

（第二種免状の記載例：北海道第石狩Ⅱ-○○○号、北海道第上川Ⅱ-○○○号 等と表記されています。）

※ご自分の正確な免状番号が判らなくても再交付申請は出来ますが、「新規交付時期が平成10年3月31日以前なのか、以降なのか」、「新規交付時期の住民登録市町村はどこだったのか、間違いなく北海道で新規交付を受けたか」などの基本的な情報はご自分で十分確認した上で、「各申請窓口」に申請してください。

(3) その他

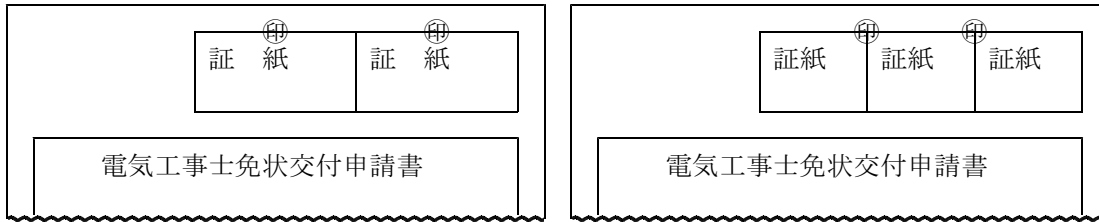
① 道外の都府県知事から免状を交付された方の再交付、書換え交付申請は、道内在住であっても北海道では出来ませんので、その交付された都府県庁にお問い合わせください。

② 郵送の場合は、封筒の左側に「電気工事士免状交付（再交付・書換え）申請書在中」と朱書きしてください。

4 注意事項（各申請に共通）

- (1) 住民票は、申請書提出前3ヶ月以内に市町村長が発行したものを提出してください。
- (2) 写真は、申請書提出前6ヶ月以内に撮影したもの（無帽、無背景）で同じ写真を2枚用意し、裏面には、氏名を記載してください。
- (3) 試験結果通知書は、（財）電気技術者試験センターが発行し、各受験者に郵送されたものの内、第一種電気工事士又は第二種電気工事士試験結果通知書（はがき）の原本（コピー不可）を添付してください。  
なお、筆記試験結果通知書、技能試験結果通知書、合格証書の添付は必要ありませんので注意してください。
- (4) 免状送付用封筒には、郵便番号・住所・氏名等を正確に記載してください。（郵便切手は不要です。）
- (5) 北海道収入証紙は、道内に本店のある銀行等から購入してください。  
なお、道外に在住している方で証紙を購入できない場合は、現金書留に現金と提出書類一式を同封して郵送することも可能です。
- (6) 申請書に貼付した北海道収入証紙は、証紙と台紙（申請書）に掛けて、それぞれ割印をしてください。  
ただし、第一種電気工事士免状交付申請の場合は、割印をしないでください。

（例）



5 注意事項（第一種電気工事士免状交付申請のみ）

- (1) 実務経験証明書には、従事した工事等の内容を具体的に記載してください。なお、次の電気に関する工事は、実務経験として認められませんので、注意してください。
  - ① 軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）
  - ② 特殊電気工事（電気工事士施行規則第2条の2）
  - ③ 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
  - ④ 保安通信設備に係る工事
  - ⑤ 軽微な作業（電気工事士法施行規則第2条）
- (2) 実務経験の証明に期間が、2ヵ所以上の会社等にまたがる場合には、それぞれの会社等の雇用主（代表者）からの証明が必要となります。
- (3) 一人親方又は勤務していた会社が倒産等により存在しない場合には、次の者からの証明が必要となります。
  - ① 2以上の電気工事業者（それぞれの証明が必要です。）
  - ② 組合等に加入している場合には、当該組合等の代表者
- (4) 実務経験証明書の「職務の内容」の欄に書ききれない場合には、別紙として記入してください。この場合は、とじしろの部分、証明者の印により必ず割印してください。
- (5) 全国的規模にわたる会社等で、雇用主（代表者）から実務経験を証明する権限を委任された者（支店長、営業所長等）が証明する場合には、委任状の原本を添付してください。
- (6) 通常の実務経験書と「電気事業法施行規則第5条第2項に規定する委託契約による保安監督業務」に従事していた方の実務経験証明書の様式は異なりますので、事前に各総合振興局等申請窓口にお問い合わせ又は申し出てください。
- (7) 第一種電気工事士試験に合格した方で、大学又は高等専門学校において、電気工学に関する課程を修めて卒業し、卒業後3年以上5年未満の実務経験によって免状交付申請をする場合には、添付書類として、卒業証明書及び単位修得証明書が必要です。

6 その他

免状を紛失された場合にそなえ、是非、免状のコピーをしておくことをお勧めいたします。  
免状紛失の再交付申請で、ご自分の正確な免状番号が判らない方が多くおられます。  
この場合、再交付に時間等を要したり、再交付に支障をきたす場合がありますので留意願います。

■ 申請書の様式は「北海道」のホームページから直接ダウンロードすることもできます。  
（ホームページアドレスは <http://www.pref.hokkaido.lg.jp>）

<検索例>

- ① 道のホームページの右上の「サイト内検索」に「電気工事士」と打ち込み「検索」をクリックする。
- ② 「(1) 電気工事士免状の交付申請・再交付申請・書換え申請を行う方へ」をクリックする。
- ③ 「(2) 申請様式」から必要な申請書をクリックして「ダウンロード」して印刷する。

※検索方法は各種あり、変更となる場合もありますのでご了承ください。

# 電 気 工 事 士 免 状 に 係 る 申 請 等 窓 口 一 覧

申 請 さ れ る 方 の 所 在 地	申 請 先 の 名 称 ・ 所 在 地 等
夕張市、岩見沢市（岩見沢市、北村、栗沢町）、美唄市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	空知総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 岩見沢市8条西5丁目 〒068-8558 TEL 0126-20-0062
札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市（石狩市、厚田村、浜益村）、当別町、新篠津村	石狩振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館5階 〒060-8558 TEL 011-204-5829
島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	後志総合振興局 産業振興部商工労働観光課主査（指導保安） 倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎 〒044-8588 TEL 0136-23-1364
小樽市	後志総合振興局小樽商工労働事務所 小樽市富岡1丁目14番地13号小樽合同庁舎 〒047-0033 TEL 0134-22-5525
室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市（伊達市、大滝村）、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町（虻田町、洞爺村）、安平町（早来町、追分町）、むかわ町（鶴川町、穂別町）	胆振総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル 〒051-8558 TEL 0143-24-9591
日高町（日高町、門別町）、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町（静内町、三石町）	日高振興局 産業振興部商工労働観光課商工労働係 浦河町栄丘東通56号 〒057-8558 TEL 0146-22-9282
函館市（函館市、戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町）、北斗市（上磯町、大野町）、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町（森町、砂原町）、八雲町（八雲町、熊石町）、長万部町	渡島総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 函館市美原町4丁目6番16号渡島合同庁舎 〒041-8558 TEL 0138-47-9460
江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町（大成町、瀬棚町、北檜山町）	檜山振興局 産業振興部商工労働観光課主査（商工） 江差町字陣屋町336番地の3 〒043-8558 TEL 0139-52-6642
旭川市、士別市（士別市、朝日町）、名寄市（名寄市、風連町）、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	上川総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 旭川市永山6条19丁目1番1号上川合同庁舎 〒079-8610 TEL 0166-46-5941
留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	留萌振興局 産業振興部商工労働観光課主査（資源エネルギー） 留萌市住之江町2丁目1番2号 〒077-8585 TEL 0164-42-8442
稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町（枝幸町、歌登町）、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	宗谷総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 稚内市末広4丁目2番27号 〒097-8558 TEL 0162-33-2926
北見市（北見市、端野町、常呂町、留辺蕊町）、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町（生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村）、湧別町（上湧別町、湧別町）、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町（東藻琴村、女満別町）	オホーツク総合振興局 産業振興部商工労働観光課指導保安係 網走市北7条西3丁目 〒096-8585 TEL 0152-41-0637
帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別町、大樹町、広尾町、幕別町（幕別町、忠類村）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	十勝総合振興局 産業振興部商工労働観光課商工振興係 帯広市東3条南3丁目 〒080-8588 TEL 0155-26-9045
釧路市（釧路市、阿寒町、音別町）、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路総合振興局 産業振興部商工労働観光課主査（指導保安） 釧路市浦見2丁目2番54号 〒085-8588 TEL 0154-43-9183
根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	根室振興局 産業振興部商工労働観光課商工労働係 根室市常盤町3丁目28番地 〒087-8588 TEL 0153-23-6829

## 7 申請様式（ダウンロード）

各種手続きの申請様式や案内は下記にありますので、ダウンロードして印刷してご利用下さい。

① 電気工事士免状交付申請書

<https://www.harj.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harj?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=001026&shinseiEdaban=01>

② 電気工事士免状再交付申請書

<https://www.harj.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harj?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=001027&shinseiEdaban=01>

③ 電気工事士免状書換え申請書

<https://www.harj.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harj?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=001028&shinseiEdaban=01>

④ 電気工事士法第4条第3項第2号又は第4項第3号の認定申請書

<https://www.harj.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harj?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=001030&shinseiEdaban=01>

⑤ 実務経験証明書（第一種電気工事士のみ）

<https://www.harj.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harj?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=001029&shinseiEdaban=01>

## 8 間違えやすい資格について

電気に関して北海道（各総合振興局等）が交付しているのは第一種及び第二種電気工事士の免状だけとなっています。よく北海道にお問い合わせがある資格の担当窓口は下記のとおりとなっていますのでお気をつけください。

### 第1、2、3種電気主任技術者、認定電気工事従事者について

経済産業省の出先機関である北海道産業保安監督部電力安全課が窓口となっています。

<連絡先等>

札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎6階（札幌駅北口のビル）  
011-709-2311（内線2722）

### 第一種及び第二種電気工事士試験について

試験を実施しているのは、一般財団法人電気技術者試験センターですので、ご質問等があれば、直接、連絡して下さい。

<連絡先等>

東京都中央区八丁堀2-9-1 秀和東八重洲ビル8階  
03-3552-7691 <http://www.shiken.or.jp/>

### 第一種電気工事士の定期講習について

第一種電気工事士の定期講習については、従来、独立行政法人製品評価技術基盤機構（略称：n i t e 「ナイト」）が実施主体となって行われてきましたが、平成25年4月1日以降から民間開放され、複数の民間機関が行うこととなりました。

このため、北海道では同講習に関する実施時期、実施場所等の情報はわかりませんので、お問い合わせは下記の経済産業省の担当部に、直接、連絡してください。

<連絡先等>

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省商務流通保安グループ 電力安全課 資格班  
03-3501-1742